請　　書

１　委託業務番号

２ 委託業務の名称

３　委託業務の場所

４　履行期間　　　　　自　　　　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　至　　　　　年　　月　　日まで

５　業務委託料　　　　￥

　　　（うち取引に係わる消費税及び地方消費税額　　￥　　　　　　　　　）

６　契約保証金

　　上記業務については、下記条項によりお請けいたします。

1. 別冊図面及び仕様書等に基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の期間内に頭書の業務を完成すること。
2. 貴市承認を得ず、業務に関する権利義務を他人に譲渡し、又は担保に供さないこと。
3. 貴市が必要ある場合は業務内容の変更又は業務の打ち切りを命じられても異議なく、この場合において業務又は業務委託料を変更する必要があるときは、協議して定めること。
4. 業務が完了したときは、直ちに届けて検査を受け、検査に合格したときは遅滞なく目的物を引き渡すこと。
5. 検査の時期は、届出の日から１０日以内、業務委託料支払いの時期は、引き渡し完了後貴市が適法な請求書を受理した日から３０日以内とすること。
6. 業務完了前に生じた一切の損失はすべて私が負担すること。ただし、損失の原因が貴市の責に帰するときは除くこと。
7. 正当な事由によらず期限内に業務を完了しなかった場合は、履行期間末日の翌日から完成の日まで１日につき業務委託料に対し年２．５パーセントに相当する額を違約金として業務委託料と相殺され、又は現金で納入すること。
8. 業務委託料が５条に定められた期限内に支払われなかったときは、その翌日から支払のあった日までの日数に応じ年２．５パーセントの遅延利息を申し受けること。
9. 次の各号の一に該当したときは契約を解除されても異議はないこと。
	1. 自己の責に帰する理由により履行期間内に完成することが出来ないとき、又は完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
	2. この請書の各項に定めた業務の履行を怠り、又は違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき

(10)前項の規定により契約が解除された場合は業務委託料の１００分の１０に相当する金額を違 約金として支払うこと。

(11)本件について疑義が生じたときは、協議のうえ定めること。

　　　　　　　年　　月　　日

壱岐市

代表者　　市長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

個人情報取扱特記事項

　（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

　（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

　（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

　（適正管理）

第４　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（目的外利用及び提供の禁止）

第５　受注者は、発注者が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

　（複写又は複製の禁止）

第６　受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

　（再委託の禁止）

第７　受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

　（資料等の返還）

第８　受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

　（業務に従事している者への周知）

第９　受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき処罰される場合があること、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

　（調査）

第10　発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

　（事故報告）

第11　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

（損害賠償）

第12　受注者は、その責に帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責に帰する事由により発注者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第13　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項及び関係法令に違反した場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

注１　「発注者」は委託者である壱岐市（実施機関）を、「受注者」は受託者を指す。

　２　委託等の内容に合わせて、適宜必要な事項を追加若しくは変更し、又は不要な事項を削除することができる。

　３　当該個人情報取扱特記事項は、契約書の一部分として契約書に綴じ込み割り印を押印すること。